

議案第77号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市育成医療支給認定審査会	育成医療支給認定審査に関する事務
大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	成年後見制度利用促進基本計画策定に関する事務

」

を

「

大田原市育成医療支給認定審査会	育成医療支給認定審査に関する事務
-----------------	------------------

」

に、

「

大田原市いじめ問題対策推進委員会	市立学校におけるいじめの防止等に関する事務
------------------	-----------------------

」

を

「

大田原市いじめ問題対策推進委員会	市立学校におけるいじめの防止等に関する事務
大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会	市立中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に関する事務

」

に改める。

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員の項を削り、同表中

「

教育情報企画監	月額250,000円以内で市長が定める額
---------	----------------------

」

を
「

教育情報企画監	月額250,000円以 内で市長が定める額
大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議 会委員	日額 6,400円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。